
許認可制度等の見直しに関する 事業者意見

2026年2月
原子力エネルギー協議会

はじめに

- 本資料は、2025.12.17原子力規制委員会にて示された具体案のイメージを踏まえ、事業者意見を整理したものである。
- 今回示されたイメージは、グレーデッド・アプローチに基づいて、**審査手続きをより実効的・合理的なものに見直す内容**であり、規制・事業者の双方における審査に係るリソースの最適化につながり、**持続的な原子力安全の向上に寄与していくもの**と考えている。
- 次ページ以降、個別項目ごとに提示されたイメージについての意見に加え、イメージに記載されていない項目に関する意見も併せて提起させていただくので、**今後、継続的に議論させていただきたい。**

資料構成

サマリー	2ページ
設置許可	3ページ
設工認	8ページ
保安規定	14ページ
廃止措置計画	19ページ
ハザード先行審査	25ページ
その他手続き	30ページ
原災法 他	33ページ

事業者意見（サマリ）

- 概ね異論はなく、見直しの具体化に向けた検討を進めていただきたい。ハザード先行審査の制度化に関しては、事業者要望を踏まえた対応をお願いしたい。

事業者意見	
設置許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異論なし。届出対象として、クラス3設備の一部等についても検討いただきたい。 ・ 中長期的には、重要度分類や安全解析結果等を活用した判断の在り方や、本文記載事項の適正化等について議論させていただきたい。
設工認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異論なし。届出対象として、クラス3設備の一部、機能性能に影響しない変更等のほか、手続き不要なものとして、内容変更を伴わない修理等についても検討願いたい。 ・ その他、要目表記載の適正化等について議論させていただきたい。
保安規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異論なし。届出対象として、保安活動に影響しない記載適正化等も検討いただきたい。 ・ 中長期的には、SA・特重設備に関するLCO設定見直しについて議論させていただきたい。
廃止措置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異論なし。届出対象については、廃止措置申請時や冷却告示適用後などのプラント状況も踏まえて議論させていただきたい。 ・ 性能維持施設の変更や定期事業者検査にかかる内容、廃止措置費用に関する記載等についても議論させていただきたい。
ハザード先行審査 (審査予見性の向上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分割に伴う合理性向上には異論ないが、対象炉や分割範囲、プラント設計との並行審査に関して要望したい。将来炉に関する予見性向上の観点から、設置許可申請に先行して、ハザードを認定いただく仕組みも検討いただきたい。
その他手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 型式証明やトピカルレポート制度の対象拡大、使用前事業者検査に関する手続きについて検討いただきたい。
原災法 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低レベル放射性廃棄物施設にかかる災害時の体制整備等について、議論させていただきたい。

設置變更許可關係

設置変更許可関係

● 制度見直しのイメージ（規制庁資料）

- ✓ 実用発電用原子炉の設置変更許可申請については、新規制基準適合性審査を経て申請書本文事項を充実したこともあり申請案件が増加し、これらについては軽微な設備の更新等であっても基本的に同様の審査手続（審査会合の開催、審査書取りまとめ等）により処理していることから、グレーデッド・アプローチの観点から手続を見直す余地がある。
- ✓ なお、事前届出（30日前確認）については、届出内容が規制基準に適合していることを原則30日以内に確認している。

＜見直しの具体案＞（別添1参照）

- ・設置変更許可に係る事後届出の対象として所在地の名称変更など軽微な変更を追加する。
- ・設置変更許可に係る事前届出の対象として、グレーデッド・アプローチに基づき、災害の防止上支障がないことが明らかな設備変更を追加する。

事業者意見

- 見直しイメージに関して異論はなく、段階的であっても整い次第、見直しを進めていただきたい。
- 事前届出の具体的な対象は、規制・事業者の双方で認識の相違がないよう明確化を図ることが必要である他、安全上の影響が小さい変更も含めるよう検討いただきたい（後述）。
- その他、安全上の影響等を踏まえて総合的に判断していく在り方についても、中長期的な目線で今後継続して議論させていただきたい（後述）。

設置変更許可関係

(別添1) 設置許可制度に係る制度見直しのイメージ

設置許可 (現行)

●許可事項

- 二 使用の目的の変更
- 三 炉の型式、熱出力、基数の変更
- 四 事業所の名称、所在地の変更
- 五 位置、構造及び設備の変更
- 八 使用済燃料の処分の方法の変更
- 九 放射線管理の変更
- 十 事故時の対処施設、体制の整備の変更
- 十一 QMSの変更

●届出事項

- 一 代表者の氏名等の変更
- 六 工事計画の変更
- 七 核燃料物質の種類及び年間予定使用量の変更

五 位置、構造及び設備のうち災害の防止上支障がないことが明らかな変更

- 規則に定められた届出事項
- ・キャスク等の共用化
 - ・廃棄設備の貯蔵能力の変更
 - ・非常用DG等の増設

制度見直しのイメージ

●制度見直しの方針

- ・1号、6号、7号と同様に、4号、8号、11号について所在地の名称や社名の変更などの形式的な変更を事後届出の対象に追加
- ・5号、9号及び10号は、グレーデッド・アプローチに基づき、また運用の範囲内の変更であって災害の防止上支障がないことが明らかなものを事前届出（30日前確認）の対象に追加（その内容を原子力規制委員会規則で定める。）

●届出の拡充対象のイメージ

<事後届出>

- ・工場又は事業所の名称若しくは所在地の名称のみの変更（4号）
- ・処分先の事業者の名称の変更その他内容の変更を伴わない軽微変更（8号）
- ・体制変更や品質保証基準の変更に伴う形式的な変更（11号）

<事前届出>

- ・濃度限度より十分に低い線量目標値（50 μ Sv/年）を超えない変更（9号）
- ・第5号の設備の変更のみに伴う体制の変更その他の軽微な変更（10号） 等

注：本資料の見直しのイメージは現時点のものであり、今後の議論等により変わり得る。

1

設置変更許可関係

届出の対象例について

規則等（炉規則第6条）

- クラス3設備に係る本文5号の変更（本文9号、10号の評価範囲内の変更に限る）
重要度分類指針クラス3に属する設備（廃棄物処理設備、蒸気タービン系、補助ボイラなど）に係る変更のうち、既許可の被ばく評価（本文9号）や安全解析（本文10号）における評価結果が一定の範囲内の変更は届出とする。

規則等（炉規則第6条）

- 既許可の条件範囲内での乾式キャスク収納物の種類追加
許可済の乾式キャスクに収納する使用済燃料集合体の種類を追加する場合であって、型式証明で認められたキャスクの発熱量、線量当量率など設計条件の範囲内であれば、安全上の影響がないことが明確であり、届出とする。

法律（炉規法第43条の3の8）

- 軽微な記載の変更
組織や職位名称など安全影響がない項目の変更は、事後届出とする。

設置変更許可関係

その他・中長期的なもの

●重要度分類の活用（SA設備・特重設備を含む）

中長期

現状では重要度分類が設定されていないSA設備や特重設備を含め、機能の重要度に応じて申請／届出を区分する。

●総合的な判断基準による要否確認

中長期

安全の影響度合いを評価して手続きを決定する在り方も、中長期的には検討が必要か。

- ・安全解析（変更による評価結果への影響）を判断基準に活用する
- ・リスク情報（変更によるPRA結果への影響）を判断基準に活用する
- ・米国のように、安全影響の諸基準を判断基準に活用する 等

●設置許可本文等の記載内容の適正化

中長期

現状の設置許可申請書の本文には、設備や運用に係る事項が詳細に記載されているため、基本的な設計に変更がなくとも変更申請が必要となる場合がある。基本的な考え方のみを本文記載とし、詳細な事項は添付書類や後段規制（設工認、保安規定）に記載することで、重要度に応じた適切な手続きとできる。

（ex）基本設計方針に影響がない範囲において、次のような詳細事項がある
SG仕様（寸法・材質）、SA設備（容量・揚程）、安全解析（入力値・結果）等

設工認關係

設工認関係

- 制度見直しのイメージ（規制庁資料）
- ✓ 設計及び工事計画の認可については、耐震計算、強度計算結果等の仕様に係る技術的妥当性の確認に多大な人的資源を投入している。また、一定の設備に係る設計及び工事計画については工事開始30日前届出の制度もあるが、届出が出された場合、30日以内に技術基準適合性等の審査を終える必要があり、審査が30日以内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を延長する手続も用意されていることから、認可と同様の規制リソースを割いている。
- ✓ 設計及び工事計画の認可については、設置変更許可で確認した方針に従って設計がなされているかを確認する行為であり、すでに供用の実績のある設備の確認や、確立された手法で計算を行った結果の確認などの行為も多いことから、グレーデッド・アプローチの観点から、審査対象とすべき事項や手続を見直す余地がある。
- ✓ その際、新たに設置する施設、又は新規制基準に適合するために改造する施設については、最新の技術基準に適合しているか否かを規制機関として確認する必要があることから、見直しにあたっては、新規制基準に合格した後の設備交換や仕様の変更のための設計及び工事の計画に係る手続を検討の対象とする。
- ✓ なお、仮に届出のプロセスや審査を簡略化した場合でも、事業者が技術基準への適合状態を維持しなければならないことに変わりはなく、その後の検査の段階などで技術基準適合上の問題が認められた場合には、法令に基づく変更命令等の措置を速やかに行うこととなる。

＜見直しの具体案＞（別添2参照）

・審査の実績も踏まえ、材料、構造及び強度について、完成品として一般産業品の規格及び基準へ適合していることを要求している電源車、ポンプ車、ホースなどの汎用品の更新・仕様変更などについては、変更しても災害の防止上特に支障がないものとして、設計及び工事計画の届出の対象に追加する。

・設計及び工事計画の30日前届出のプロセスを簡略化させる方向で見直しを行う。手法については法令上の整理も含めて引き続き検討する。

事業者意見

- 見直しイメージに関して異論なし。
- 届出の具体的な対象は、規制・事業者の双方で認識の相違がないよう明確化を図ることが必要である他、安全上の影響が小さい変更に関して対象に含めるようご検討をお願いしたい（後述）。
- その他、要目表の記載の在り方等についても、議論させていただきたい（後述）。

(参考) 12/17 規制庁資料 (別添 2)

(別添 2) 設計及び工事計画認可制度に係る制度見直しのイメージ

○設計及び工事計画認可における認可及び届出の概ねの対象範囲 (現行) ※

※正確には、個別に実用炉規則別表第一を参照

	プラント 新增設	改造	修理	
			取替	強度影響
クラス 1、2、火災防護設備、 浸水防護施設、SA設備	認可	認可	届出 (原子炉冷却材圧力バウンダ リに係るものに限る)	届出
クラス 3	認可	届出	手続不要	手続不要



○制度見直しのイメージ

	プラント 新增設	改造	修理	
			取替	強度影響
クラス 1、2、火災防護設備 浸水防護施設、常設SA設備	認可	認可	届出 (原子炉冷却材圧力バウンダ リに係るものに限る)	届出
可搬型SA設備 クラス 3	認可	届出	手続不要	手続不要

構造及び強度について、完成品として一般産業品の規格及び基準へ適合していることを要求している可搬型SA設備の仕様変更等 (法令上は「改造」) を届出に変更

届出制度のプロセスの簡略化を検討

届出の対象例について

- クラス3設備の変更 規則等 (炉規則別表第一)

主蒸気タービン付属設備、放射性廃棄物処理系等の施設は、相対的に重要度が低く、届出とする。
- 要目表記載のうち、適合要求事項でない記載の変更 ガイド (発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド)

別表第二、設工認手続きガイドに規定の記載範囲であっても、技術基準適合性への判定基準や構造強度評価に用いない寸法等の変更は、届出とする。
- 他プラントでの認可実績がある変更 規則等 (炉規則第八条)

過去の認可実績に対して設備構成や設計の同一性・包絡性が確認できる範囲の変更は、技術基準への適合性を改めて確認する必要がなく、届出とする。

手続き不要の対象例について

- 炉規法で審査されるものに対しては、電事法での手続き自体を不要とする。 法律
- 設備仕様を変更しない修理（取替工事）であっても、原子炉冷却材圧力バウンダリの「取替工事」は届出が求められているが、手続き自体を不要とする。 規則等（炉規則別表第一）、ガイド（発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド）
- 蒸気発生器の施栓は、要目表の記載の変更を伴わない工事であっても届出が求められているが、手続き自体を不要とする。 ガイド（発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド）
- 安全性に影響しない材料変更 ガイド（発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド）
 同一JIS規格内での同系材料（材料の機械的性質や化学成分がほぼ同一）への変更であって、機器の構造・強度・機能性能に影響しないものは、手続き自体を不要とする。
- SA可搬設備の設備仕様において、機能性能に影響しない仕様変更（寸法等）であっても手続き（現状では認可）を求められるが、手続き自体を不要とする。 ガイド（発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド）
- 原子力安全に直接寄与しない補助ボイラー設備の改造等について届出を求められているが、手続き不要とする。 規則等（炉規則別表第一）

その他

- 設工認・要目表の記載適正化 規則等（炉規則別表第二）, ガイド（発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド）

機能性能に影響しない寸法等を記載から外すことで、認可・届出の対象を適合性確認に必要な項目に絞ることができる。また、機能性能に影響する寸法等についても、記載方法を見直すことで、安全性への影響を確認・担保しながら、設備の変更内容に応じて、必要な認可・届出が行われる形となる。

- 工事着手の条件について 法律（第四十三条の三の九）

事業者は、当該工事に着手する前に認可を受けなければならないとされているが、設計及び工事が設工認申請書に記載の通りに行われたかは、使用前事業者検査を通じて確認することができることから、認可前であっても工事着手が可能となるような制度としていただきたい。

保安規定関係

保安規定関係


- 制度見直しのイメージ（規制庁資料）
- ✓ 保安規定認可については、現行制度上、保安規定で定める保安活動の変更の内容の如何にかかわらず、認可が必要であり、部署名の変更など災害の防止上支障がない変更申請の認可も毎年一定程度行っていることから、グレーデッド・アプローチの観点から手続を見直す余地がある。

＜見直しの具体案＞（別添3参照）

以下のような軽微な変更について届出を可能とする見直しを行う。

- ・組織改正（原子力部門責任者の職位変更等重要なものを除く。）
- ・管理区域などの範囲のみの変更指定・解除
- ・廃止措置計画、原子力事業者防災業務計画の変更による軽微な変更。

事業者意見

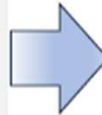
- 
- 見直しイメージに関して、異論なし。
 - 届出の具体的な対象は、規制・事業者の双方で認識の相違がないよう明確化を図ることが必要である他、安全上の影響が小さい変更に関して対象に含めるよう検討いただきたい（後述）。
 - その他、グレーデッド・アプローチの観点からLCO設定の見直しに関しても、中長期的な目線で今後継続して議論させていただきたい（後述）。

(参考) 12/17 規制庁資料 (別添3)

(別添3) 保安規定制度に係る制度見直しのイメージ

保安規定 (現行)

- 現行制度上、保安規定で定める保安活動が、
 - ①許可を受けたものでないこと、
 - ②災害の防止上十分でないものであることが認められる場合は、認可をしてはならないとされている。
- 現行制度上は、届出制度が存在せず、軽微な変更であっても認可対象となっている。



制度見直しのイメージ

●制度見直しの方針

- ・事業者が軽微な変更を行った場合は、届出とする制度を新設し、それ以外の変更については、従前のおり認可対象とする。

●届出の対象イメージ

- ・組織改正 (原子力部門責任者の職位変更等重要なものを除く。)
- ・管理区域などの範囲のみの変更指定・解除
- ・廃止措置計画※、原子力事業者防災業務計画の変更による軽微な変更

等

※廃止措置計画認可対象の見直しと連動

届出の対象例について

法律（炉規法第43条の3の24 関連）

規則等（炉規則第92条 関連）

- 組織名称、職位名称、設備名称、文書名称
名称変更等は、原子力安全に影響を及ぼさない軽微な変更であるため、届出とする。
- 内容の変更を伴わない記載適正化
引用する法令条文番号の変更反映や、様式の変更等、内容の変更を伴わない変更は、保安活動自体を変更するものではないため、届出とする。
- 上流審査で許可、認可を受けた内容の単純な反映
上流規制で審査されている内容であり届出とする。
- 添付1-3（運転操作基準・実施基準）の変更
保安規定添付では、各事象発生時の体制の整備として、要員確保、対応手順の詳細が規定されているが、設置許可本文十号の評価結果に影響しないような変更は、届出とする。
（事故収束に想定している結果や時間を満たす範囲での手順見直し 等）。
- 添付4（管理区域図）、添付5（保全区域図）、周辺監視区域の変更
各区域に関する要求事項は、保安規定本文に記載しており、設置変更許可申請を伴わない図面の変更（区域内での建屋レイアウト変更等の線量区分や線量評価地点に影響のない区域図等の変更）は、安全性に影響を及ぼさない変更であるため、届出とする。
- 各社共通の水平展開／他プラント認可実績のある変更
過去に認可実績のある運用変更や、プラント固有の論点がない場合は届出とする。

その他、中長期的なもの

中長期

- SA設備・特重設備の重要度に応じたLCO設定

DB設備では重要度に応じたLCO設定がされており、SA設備・特重設備も重要度に応じたLCO設定することで、よりグレーデッド・アプローチに沿った運用にできると考える。

廃止措置関係

廃止措置関係

- 制度見直しのイメージ（規制庁資料）

- ✓ 廃止措置を行うに際しては、計画変更も含めて、原則として廃止措置計画の認可を受けることとされている。他方、廃止措置が進むにつれて施設のリスクは段階的に低下していくことから、グレーデッド・アプローチの観点から規制の手続を見直す余地がある。

＜見直しの具体案＞（別添4参照）

- ・これまでの廃止措置計画認可申請の審査実績を踏まえ、使用済燃料搬出後の作業や放射線リスクが十分低い解体作業など敷地境界の公衆被ばく線量が十分に低い状況での作業などは、届出で作業を行うことができるよう見直しを行う。
- ・本見直しに併せて必要となる保安規定と廃止措置計画認可の関係整理も行う。

事業者意見

- 見直しイメージに関して、異論なし。
- 上記具体案に対応するものとしては、「冷却告示の適用」および「使用済燃料搬出完了」のそれぞれの時期以降に、災害の防止上特に支障がないような設備を含めるよう検討いただきたい。また、「廃止措置の当初申請時」における対象設備及び認可／届出の再整理※についても、併せて議論させていただきたい。（後述）

※：「専ら廃止措置のために導入する性能維持施設」も含む

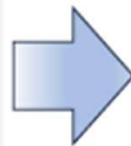
- その他、許認可手続きに関する以下についても議論させていただきたい（後述）

- ・ 上記の見直し趣旨を踏まえた、定期事業者検査の対象の見直し
- ・ 廃止措置プラントの特性を踏まえた、定期事業者検査実施時期の合理化
- ・ 廃炉拠出金制度の導入を踏まえた、廃止措置計画申請における廃炉費用に関する記述の適正化

(別添4) 廃止措置計画認可制度に係る制度見直しのイメージ

廃止措置計画 (現行)

原則：廃止措置計画認可
例外：軽微な変更は届出



制度見直しのイメージ

敷地境界の公衆被ばく線量が十分に低い状況での作業などは、届出で作業を行うことができるよう見直しを検討

認可／届出の整理について

規則等（炉規則117条、118条関連）

- 廃止措置段階における以下時期においては、以下の観点で届出対象を整理したい。
※プラントの状態（使用済み燃料冷却、燃料搬出）や解体工事が周辺公衆へ与える被ばくリスク等については別途整理してお示しする
 - ① 冷却告示の適用時
以後、使用済燃料の未臨界性は担保され、周辺公衆への被ばくリスクは低下するものの、使用済燃料施設を健全に維持していくことは重要となるため、以下とする。
 - ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設並びに公衆被ばく抑制に係る内容：認可
 - ・その他施設に係る内容（解体工法等）：届出（「災害防止上支障のない変更」）
 - ② 使用済燃料の搬出完了時
以後、使用済燃料施設の維持管理が不要となり、公衆被ばくリスクも更に低下し十分に低い状況になることから、全ての施設について「災害防止上支障のない変更」として届出とする。
- 廃止措置の開始時（当初の廃止措置申請時）において、現状でも性能維持施設は「廃止措置に必要なもの」との観点で運転中に比べて認可対象が限定されているが、廃止措置の活動に与えるリスクに応じて性能維持施設の対象をさらに合理化したい。
また、「専ら廃止措置のために導入する施設又は設備」については、廃止措置の開始後に導入されるものもあるが、上記の整理に合わせ対象を合理化したい。

規則等（廃止措置審査基準関係）
- 組織名称、職位名称、設備名称、文書名称等の変更に関しては、運転炉の意見に同じ

廃止措置関係

その他（定期事業者検査の対象及び実施時期の考え方について）

- 冷却告示が適用された以降の廃止措置プラント（燃料搬出後も含む）にあっては、公衆被ばくのリスクも低くなることから、プラントのリスクに応じて性能維持施設を区分し、定期事業者検査の対象と自主保安の対象に整理したい。（定期事業者検査は、認可対象としたものに限定）
規則等（炉規則57条の2関連）

なお、上記リスクの考えを踏まえれば、届出対象と自主保安対象（定事検対象外※1）の範囲を整合させることにより、審査及びその後の運用管理の合理化、統合化を図ることができる。

※1：定事検対象外とするもの（上段で届出対象としたもの）についても、品質保証を取り込んだ事業者の保全活動内で維持管理が行われるため、安全は確保される。（規制検査（日常検査）により確認可能）

- 発電用原子炉施設の区分毎に定期事業者検査の実施時期が定められているが、廃止措置の状態を安全に維持するために必要な設備は運転中とは変化していることから、個々の設備単位で、性能維持を図るために必要な間隔※2で定期事業者検査を実施することとしたい。
規則等（炉規則55条関連）

なお、プラント全体で定事検期間を設定するものではなく、性能維持施設個々の施設単位で定事検を実施することから、定事検報告書の扱いもご検討いただきたい。

規則等（炉規則57条の3関連）

※2：品質保証を取り込んだ事業者の保全活動にて定めた設備点検周期で確認することにより、安全は確保されと考える。

その他（廃止措置計画申請における廃炉費用に関する記述の適正化について）

- 「廃止措置に要する費用の見積り」について、事業者は廃止措置実施方針に記載し公表するとともに、廃止措置計画の申請に際しては原子力規制委員会の審査を受けているが、2024年のNuRO法改正により、廃炉に係る経済的責任は（事業者から）NuROに移管され、廃炉に必要な資金が確保されるようになった。

改正NuRO法の趣旨を踏まえれば、今後は、事業者が廃止措置実施方針及び廃止措置計画に「廃止措置に要する費用の見積り」を記載する必要はないのではないか。

法律（炉規法第43条の3の33関連）

規則等
（炉規則115条の2,116条関連）

ハザード審査の先行


ハザード審査の先行

- 制度見直しのイメージ（規制庁資料）
- ✓ 審査の予見性向上などに資する規制プロセスの見直しについては、審査において確認する事項には何ら変更がなく、厳正な審査に影響を与えるものではないことを前提に、これまでの新規制基準適合性審査の経験を踏まえ、規制プロセスを合理的に見直す。
- ✓ 審査プロセスの分割：設置変更許可において、地震・津波等の自然ハザードに係る審査にかなりの期間を要し、また、基準地震動及び基準津波の評価結果に応じて施設の設計方針に変更が生じるケースを多数経験している。こうした経験を踏まえると、敷地内の断層評価や火山の立地評価など自然ハザードに係る審査を先行して実施し、自然ハザードの条件を一定程度確定させてから施設の設計方針に係る審査を進めることが合理的である。

<見直しの具体案>（別添 5 参照）

自然ハザードの評価について先行して申請させ、審査を行い、自然ハザードの評価を確定させた後に、施設側について申請させ、審査する手続とする。なお、分割審査の対象とする具体的な範囲、手法については事業者のニーズも踏まえつつ法令上の整理も含めて引き続き検討する。

事業者意見

- 
- 分割によって一定の合理性が得られる点については、異論なし。
 - 具体的な制度化にあたっては、事業者要望（後述）も踏まえて検討していただきたい。

(参考) 12/17 規制庁資料 (別添5)

(別添5) 分割審査により事前に評価できる自然ハザードの範囲のイメージ

- ※1 この場合の評価とは想定するハザードそれ自体の評価を指し、必ずしも条文ごとの基準適合性まで評価できるものではない。
 ※2 主要な施設（原子炉建屋等）の位置が決まっていることを想定する。

自然ハザード	施設設計と独立して評価可能	施設設計情報がないと評価できない
地盤	地盤の変位	地盤の支持、地盤の変形
地震	基準地震動の策定	周辺斜面の安定性
津波	基準津波の検討波源の決定	検討波源の決定以降
火山	全て評価可能	—

ハザード審査の先行

事業者意見 (1/2)

● 分割の合理性、適用対象炉について

規則等

ハザードとプラントを分割して申請・審査する方法は、申請時期の早期化及び施設設計の手戻り回避の効果が見込まれることから、合理的なものとする。この方法は、着工済みか否かを問わず、ハザード審査が終わっていないすべての原子炉に対して有効であることから、対象を限定せず適用いただきたい。なお、現行の一括申請による方法も引き続き適用可能としていただきたい。

● 並行審査について

規則等

分割方法を採用する場合でも、ハザード審査が完了するまで施設設計側の申請ができないなどの条件は付さず、ハザードと施設設計の審査（ハザードの影響を受けないもの）を並行して受けることができる仕組みとしていただきたい。

● 分割範囲の設定について

規則等

どのハザード項目を先行審査する必要性が高いかは、立地条件や情勢に応じてケースバイケースとなる可能性がある。したがって、分割審査の具体的な範囲は、規制庁の定める一定の範囲内において、申請者が柔軟に選択できるような仕組みとしていただくことで、条件や情勢に応じた合理的な規制プロセスになるものと考えている。

ハザード審査の先行

事業者意見 (2/2)

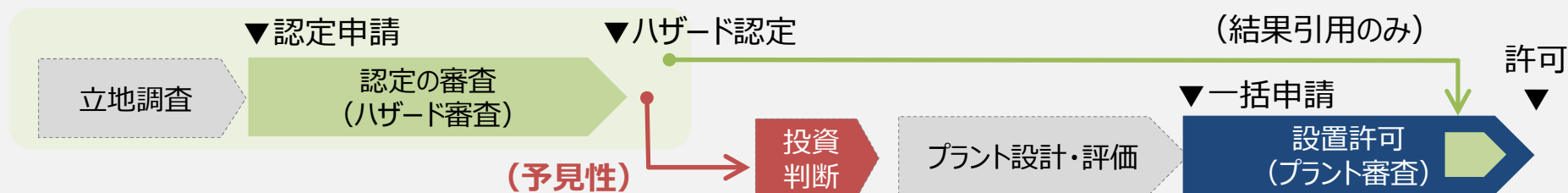
● 将来に向けた予見性の重要性

法律

自然ハザードの条件は、原子炉の建替え・新設計画に大きな影響を及ぼす要件の1つであり、予見性の有無は、事業者の投資判断に大きな影響を与えるものである。

その観点から、設置許可申請とは異なる枠組みで、ニーズに応じて、先行して自然ハザードを審査・認定する仕組み、ならびに設置許可審査でそれら認定結果を引用できる仕組みの検討も併せてお願いしたい。

(異なる枠組みで事前認定いただくイメージ例)



(自然ハザード条件に関する影響例)

- ・ 敷地内断層の有無に関して、追加の掘削工事や、建屋配置や敷地設計を大幅に変更する
- ・ 基準地震動の想定が変わり、建屋・機器における耐震設計を大幅に変更する
- ・ 基準津波の想定が変わり、標準敷地高さや防潮堤設置を大幅に変更する 等

その他手続き関係

その他手続き（型式証明・トピカルレポート制度）

事業者意見

● 対象の拡大（主にトピカルレポート制度）

規則等（特定の共通事項に係る技術文書の技術評価に係る規程）

規制の予見性向上や、共通事項の効率的な審査の観点から、次のような事項に対しても、議論できる仕組みの整備をできないか。事業者にとって、予見性の有無は導入判断において非常に重要な要素の1つであり、これら仕組みを通じて予見性が高まることで、新型の炉や新しい設計や技術の迅速な導入につながるものと考えている。

- ①新規／建替プラントの設計に関するもの
- ②従前と異なる新設計・新技術
- ③複数社・号炉に共通して変更するもの（製造中止等で設備材質を変更する等）

● 運用の柔軟性（型式証明）

規則等（実用炉規則第百二条ほか）

現行の制度では、「承認された適用条件」のすべてと厳格に一致しないケースに対しては、承認結果を活用することが認められていない。適用条件を部分的に外れるケースにおいても、承認結果のうち適用が可能なものを部分的に活用できることで、安全性への影響はなく、審査や手続きを合理的に進めることができる。

その他手続き（使用前事業者検査）

事業者意見

- 申請様式の一本化（電事法）

規則等（原子力発電工作物の保安に関する命令 第19条、22条）

炉規法では、使用前確認申請書に原子炉本体の試験使用と共用設備等の一部使用を記載することができ、申請書類を一本化できる。

電事法は使用前検査の申請書と別に、原子炉本体試験使用と共用設備等の一部使用に関する申請書が必要であり、手続きが煩雑化している。電事法についても手続きを一本化できればと考える。

原子力災害対策特別措置法に関して

- 原子炉等規制法の枠組みではないものの、原子力規制におけるグレーデッド・アプローチの適用として、原災法に関する事項に関しても、今後ご議論させていただきたい。

事業者意見

法律（原災法第2条）

規則等（原災法施工令第1条）

- 災害リスクに応じた適用

低レベル放射性廃棄物埋設施設等は、発電用原子炉施設と比べて、敷地周辺に与える放射線災害リスクは相当程度に低いと考えている。現在、事業許可審査中の東海L3廃棄物埋設事業を例に挙げると、安全機能喪失時及び異常時においても、施設敷地緊急事態（SE）や全面緊急事態（GE）に至る可能性はなく、敷地周辺に与える放射線災害リスクはない。現行では、発電用原子炉施設と同様、原子力防災資機材や災害発生時の体制整備が要求されているが、災害リスクを踏まえると、低レベル放射性廃棄物埋設施設等を原子力災害対策特別措置法の適用から除外できないか。もしくは災害リスクを踏まえた対応（体制の兼務、既存設備の流用等）とできないか。

その他の要望（審査基準・ガイド等を含む）

審査基準・ガイド等について

中長期

- 審査基準やガイドに関する意見要望に関しては、従来より、様々な面談や会合を通じて、コミュニケーションを図らせていただいているものと認識している。具体的には、民間規格の技術評価や、リスク情報活用に関する意見交換等、技術的観点から、個別にご議論をさせていただいており、引き続き対応をお願いしたい。
- 自然ハザード分野の審査ガイドについては、これまで蓄積された審査実績や新しい知見を踏まえ、技術的観点から反映すべき事柄について、今後議論を開始させていただきたい。

グレーデッド・アプローチの更なる適用

中長期

- 今回、手続き面に関するものを中心に意見提起させていただいたが、実際の審査過程においては、内容の重要度に応じて適切に審査いただける体制を維持することが非常に重要であると考えている。事業者として円滑な審査が行えるよう準備や説明を丁寧に進めることが前提であるが、審査にかかる人材の安定的な確保について引き続きお願いしたい。
- また、グレーデッド・アプローチの適用にあたっては、許認可制度や審査のみならず、現場における検査・点検に関しても今後議論していく余地はあるものと考えている。
(例) 定期事業者検査 …… 対象設備や頻度をグレーデッド・アプローチの観点で見直す
長期施設管理計画 …… 特別点検の対象設備をグレーデッド・アプローチの観点で定める 等